

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月一日

参議院議長山崎正昭殿

有田芳生

北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する再質問主意書

一〇一四年四月二十五日に提出した「北朝鮮の「龍山墓地」と遺族墓参に関する質問主意書」（第百八十六回国会質問第八四号）に対する答弁書（内閣参質一八六第八四号。以下「答弁書」とする。）について、以下再質問します。

一 答弁書には「昭和二十一年七月二十二日に当時の民間団体が行つた現地調査の結果報告」との記述があります。この「当時の民間団体」とはどういう名称の組織ですか。また現地調査は、どのような規模で、何日間にわたつて行われたのですか。また現地行政機関の協力はあつたのでしょうか、あつたとしたらどういう組織ですか。さらに記録されている二千七百人の名簿はありますか。以上五点についてお示しください。

二 「平壌・龍山会」は会の結成（一〇一四年四月十一日）前に厚生労働省の担当者（社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室、同外事室の合計四人）に遺族探しの協力を求めています（一〇一三年一月十六日）。そこでは各都道府県・市町村の広報紙を利用できないかといった具体的方法も話し合われました。そのうえで都道府県の広報担当者に遺族探しの短文掲載の依頼を行い、数県の担当者には電話でお願

いをしましたが、残念ながらいまだ実現に至ってはいません。実質的に個人レベルの働きかけには限界があります。龍山墓地に埋葬された日本人の遺族を探し、墓参を実現するため、厚生労働省から前記広報掲載が実現できるよう、協力していただくことはできませんか。あるいは、実現のためにどのような協力が可能ですか、政府の見解をお示しください。

右質問する。